

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人

長野, 暹
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7178643>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 16, pp.113-152, 1971-03-25. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人

長 野 暹

目 次

- 一 はじめに
- 二 対馬藩と田代領
- 三 田代領御用達商の存在状況
- 四 田代銀会所の様相
- 五 田代生蠟会所の設立過程
- 六 むすび

一 はじめに

幕藩体制は宝暦・天明期以降に次第にその構造的矛盾が顕在化してくる。宝暦・天明期は、階級闘争が広域闘争として展開したのに象徴されるように、農民層内部に諸矛盾をかかえながらも、支配階級に対して農民層は一応の結束を示してその運動を展開した。支配体制の手直しのための藩政改革が多少の时期的相違があっても、数多くの藩でこの期に行なわれたのは、このような農民闘争にあらわれた構造的矛盾の所産に外かならない。

したがって、宝暦・天明期に行なわれた藩政改革は、年貢徴収様式・領主的商品流通・鄉村政策など従来の支配体制を支えていた基本的な諸問題全般にわたる手直しがなされた。鎖国と石高制に基づく幕藩体制において、宝暦・天明期以降は、藩財政が徴収された年貢量のみでは維持しにくい状況になってきていた。この期の藩政改革を経済政策の対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

一面のみに限定してみた場合、それは本百姓体制の維持を基調としながらも、領国経済体制の自立的再生産基盤の維持をはかることに主点があったとみなされよう。領主的商品流通においても、大阪を中心とする商品流通機構を前提としながらも、領国経済の自立的再生産基盤の育成ということから、大坂市場からの相対的自立化がもくろまれていた。またそれを支えるための殖産興業政策も上方の技術の導入を行なって、領国経済の繁栄をはかることがめざされていた。

ところで、この宝暦・天明期における藩政改革は累積してきた諸矛盾の解決を出来ず、更に化政期から天保期に至って矛盾は一層激化してくる。このため、天保期以降における藩政改革の基調は、本百姓体制維持を前提としながらも、経済政策の側面においては、領国経済の自立的再生産基盤の育成というよりもむしろ、一定化してきた封建年貢を補ない、藩財政の収入増加をめざすいわば特産物販売を中心とする政策が主体となってくる。それは産物会所方式を中心とする政策体系である。藩札を発行し、それで領内特産物の調達を行ない、領外に販売して、正貨を獲得する専売政策が西南諸藩の場合には、強力に展開されてくる。これは発展してきた農民的商品生産に対する領主的対応でもある。この領主的対応によって、農民層内部にも対立が激化し、村方騒動が顕在化してくる。

以上のようなことについて、本論では、天保期から嘉永期に限定して対馬藩田代領について考察するものである。田代領においては、幕府代官所がある日田の商人資本の介入によって、銀札の発行や生蠟会所（生蠟座）の運営がなされているところに一つの特徴がある。⁽¹⁾したがって、以下に、日田商人資本の介入の経緯とその機能を中心としながら考察してみよう。

註(1) 田代領における銀会所、生蠟会所の分析にはつぎのものがある。作道洋太郎「対馬藩田代領における生蠟会所の経営」（大阪大学「経済学研究」一卷二号）、同「近世における銀札の性格―対馬藩田代領の研究」（大阪大学「経済学研究」二巻一号）、同著「日本貨幣金融史の研究」第五章、近世流通独占の発展と信用通貨の展開―対馬藩田代領の場合、長忠生著「幕末田代領政争の研究―仙八さん騒動の顛末―」（「鳥栖市史研究編」第二集）などである。

二 対馬藩と田代領

対馬藩に肥前田代領が宛行われたのは慶長四年である⁽¹⁾。その折の田代領は基肄一郡と養父半郡の宛行であった。慶長十年に検地を行ない内検高は一萬七千八百七十五石となる⁽²⁾が、朝鮮問題における国書改竄と関連して著名な柳川事件⁽³⁾によって、寛永十二年に田代領の一部（園部村）が幕領化する⁽⁴⁾。しかし、これも正徳元年には再び対馬藩に宛行⁽⁵⁾される。そして、田代領の公称石高は、正徳元年の判物で一萬三千四百石余になる⁽⁶⁾。そして、以後廢藩置縣まで対馬藩に、田代領は宛行われていた。

対馬藩は、田代領に対して、寛永十二年から直代官・同佐役を派遣して、田代領の支配を行ってきた⁽⁷⁾。代官には、対馬藩の府中士の中で一五〇石格の中士が派遣され、その任期は二年から三年ほどであった。代官・佐役の外にも対馬からは足輕も派遣されたが、その人数は余り多くなく、正保元年ごろには四〇人ほどであった⁽⁸⁾。したがって、田代領の支配体制を維持するためには、田代領内から人材を選び、代官所支配にあづからす必要があった。ここに手代と呼ばれる階層が存在するようになり、この層が田代領行政の中心的存在となる。この手代の外に献金や功勞などによって扶持が与えられる扶持人層がいた。

ところで、代官・佐役・足輕・手代・扶持人層を含めて、その数は田代領の人口構成では少なく、天保九年では、総人口約一萬四千七百余人のなかで、支配層は二六四人しかおら⁽⁹⁾ず、代官所支配の弱点を一面では内包していた。対馬藩財政にとって、田代領は、朝鮮貿易が盛んに行なわれていた段階では、左程重要な位置を占めていなかった。朝鮮貿易が衰微してきた時期である元禄十一年の対馬藩財政の収入内訳を示めすと表Ⅰのようである。朝鮮貿易利潤千五百三十貫に対して、田代領からの物成米収入は五八二貫余に過ぎない。しかも、この場合の朝鮮貿易利潤は輸出利潤だけが計上されているので、輸入品の国内販売利潤四千七百十七貫を加えると朝鮮貿易の利潤は更に増える⁽¹⁰⁾。

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

対馬藩田代領における銀会所・生蠶会所と日田商人（長野）

したがって、朝鮮貿易が衰えてきた段階にあって、これほどの貿易利益をあげていることから、対馬藩財政は朝鮮貿易によって、この段階では維持されていたとみなされる。しかしながら、朝鮮貿易は宝永期以降は次第におとろへて、対馬藩は財政的に重大な危機に直面する。これは幕府からの援助を獲得することによって一応藩財政は維持されるが、これのみでは賄なえづ、多額の藩債によって運営されてゆくことになる。

田代領は、朝鮮貿易の衰微以降は対馬藩にとっても重要な位置づけをもつようになる。元禄十二年に田代領は検見制から定免制になり、その物成は六千五百石余に一定化される⁽¹¹⁾。したがって、本途物成に対する収奪は一定の限界を持たざるをえなくなるが、賦課金の徴収によって補なっている。元禄十年には朝鮮信使来聘の折に必要な費用を調達するため、対馬藩は田代領の領民に対して銀二百貫を五年賦払で藩の借入れという条件で調達することを命じてきている⁽¹²⁾。しかしながら、このような賦課の徴収も、さきの田代領における郷村支配の構造から限界があり、ここに、領内の富農・富商を積極的に活用する政策がとられるようになる。天明期がほぼこの政策が実施された最初の段階に当る。

天明期には、対馬藩でも藩財政改善のため儉約を主体とした藩政改革が実施されるが、田代領は、この藩政改革の一端として、皿山仕法（焼物仕立）の殖産興業政策がとられる⁽¹⁴⁾。これは肥前伊万里から陶器職人を招き焼物技術を

表 I 対馬藩元禄11年収入内訳

銀	高	内	訳
銀	153貫 40目	七郷御物成并役銀	給人間銀上納之分
同	2 80	浅海并海虫之者	月看上納之分
同	582 540	田代御物成	上納之分
同	376 400	御送使御所務	之分
同	276 740	御送使方	二而御利潤分
同	61 390	諸方臨時御所務	之分
同	1,530 20	御元方役御商売	御利潤之分
同	74 360	諸方拝借銀上納	御蔵入之分
合銀	3,056 570		

注 「元禄十一成寅年中諸方御算用相極御所務并御入目銀大積」より作成

伝習して、陶器の販売で藩財政を潤わす計画であったが、天明期には職人招聘の困難などから、藩営としては行なわれなかった。

このような状況から、対馬藩は田代領内の富商を用達に任名して、その財力の活用をはかるようになる。

註(1) 「寛政重修諸家譜」第三輯

(2) 「田代覚書」鳥栖市田代町門司貞男氏蔵

(3) 対馬藩に対する幕府の知行宛行状には、対馬の木庭作に象徴される低生産性のために対馬については石高の記載がない。なお慶長四年の田代領宛行の折の石高は一万余である。慶長十年二月に高二千八百石が増されるが、同年十月に柳川調信に千石を割いて宛行うことが指示され、園部村が柳川氏の所領となる。ここに柳川事件の発端の一因がある。「改定史籍集覽第十六冊別記類第五」

(4) 「大猷院殿御実記卷廿七」、「改定史籍集覽第十六冊別記類第五」

(5) 「園部村請取記録」万松院文庫蔵、「基養精細録」

(6) 「対馬国領対馬一州之地、肥前国基肄郡并養父郡中拾箇村等地都合壹万三千四百石余事目録具、且依前代之旧規旧領者壹万八千三百七拾七石且為當時之新恩恩附之地千五百六拾五石余宛行之証宜有領知之状如件

正徳二年四月十一日家宣公御判

対馬侍従との「

「基養精細録」

(7) 「基肄養父代官役勤之帳」、「田代代官記」万松院文庫蔵

(8) 「新対馬島誌」三五九頁 (9) 「巡見上使記録」万松院文庫蔵

(10) 田代和生「近世対馬藩における日鮮貿易の一考察」(「日本歴史」二六八号)

(11) 「基肄養父定免記」、「園部村定免記」、「三郷田島向上免帳」、「上郷村々並定免帳」万松院文庫蔵

(12) 「基肄養父定免記」(13) 「条目」(享保六年) 鳥栖市田代町津田謙荘氏蔵

(14) 「田代皿山仕立属候書物写」万松院文庫蔵

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人(長野)

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

三 田代領御用達商の存在状況

先述のように、田代領では天明期ごろから御用達と銘をうって、領内の富商を活用するが、その経緯を示すと、つぎのようである。

御用達発端之儀ハ、天明七未春賄役室部久右衛門様御在勤中、福嶋作兵衛様御越被成我々十人被召出御両人様御相談御座候を、御領中是迄究り候御用達茂無之、御当用不相弁御手支ニ付、以来十人之面々引取御役所御当用差支無之通心配いたし呉候様（後略）

と御用達取立が天明七年にはじまったことを述べている。

御用達に名じられた十人は、梁井勘治・酒井喜右衛門・草野雄介・荒木治平治・京屋助右衛門・高尾屋助治・永瀬屋喜兵衛・橋本屋治右衛門・平尾格右衛門・高田村曾平治であった。これらは田代領における富商として重きをなしていた者であり、後述のように銀札発行に関連するようになる。

寛政十年には、更に御用達を四名増加⁽²⁾し、都合十六人の御用達に銀五〇貫を貸し付け、一貫文につき米三俵宛の利息を年々取り立てる仕組を行なっている。

文化期に入ると、藩の御用達に銀調達を度々命じるようになり、更につきのよう⁽³⁾に用達を六名増加した。

翌辰三月ニ相成、右臨時御借銀御殿達ニ付昼夜心配いたし候得ても、十四人ニ而ハ諸方江借り起シ之手配り行届不申此節六人相増候

この御用達二十名で対馬藩から調達が求められた銀百貫を一人当り五貫相当で諸口から借り入れ調達をした。⁽⁴⁾

御用達から借り上げた銀の返還をめぐり、田代領では預り札の発行という異例の発行様式がとられた。日田商人広瀬家が藩札の発行を引受けるまでの間、藩札の不安定性は絶えず問題となる状況であったが預り札の発行はつぎのよ

うなことから行なわれた。⁽⁵⁾

文化十四年札物一件発端之儀ハ、御火用前後ニ而當時御借銀御返下之期ニも不被為至、御用達一統当惑仕殊ニ其御大損毛相続候末ニ而當時御借上銀全ク他領借入而已ニ而利息月々年々相嵩難渋差迫リ、不得止事毎々歎出候得共、即今之御国体ニ而ハ正銀を以、御返下被成下候儀難相成、不得止事札物を以御差引可被下る外仕道無之趣ニ候得共、被対公辺ニ候而ハ容易ニ御取設ケ難被成候由ニ付、御用達名目を以通用仕候ハ、指而御差支之筋も有之間敷と之御事ニ候間、積書等差出候得ハ、先試として預り札通用御免被為仰付、式十人一統難有配当仕候事

つまり、御用達より借り上げた銀高は、正銀では返還できず、さりとて、藩札で返すことも、幕府が藩札の発行をきびしく制限していることもあってできないため、用達名で札の発行を行なうというのである。

預り札の発行は、用達の名前を書印し、それを各用達が発行し、札の引替は正銀で調達ができないところから、久留米藩札で行なうようにしている。兌換準備には、久留米藩札を当てるというまさに異例の措置をもって、預り札の発行がなされている。⁽⁶⁾

御用達の発行した預り札は、その限りにおいては私札であり、その流通度は御用達の資力と社会的信用度に依存していた。したがって、きわめて不安定なものとならざるをえない。そのこともあって、文化十一年六月には、対馬藩は、「去冬御免被仰付置候預り札之儀、是より弥上之御品ニ被極⁽⁷⁾」と正式に藩札としての取扱いを行ない、御用達に一二五匁の銀値段とみなして正銀六〇貫匁に相当する藩札を渡した。⁽⁸⁾更に同年には、正銀にして四四貫四二一匁のものを銀値段一三五文として百貫匁の札を用達に出した。⁽⁹⁾こうして、御用達が貸付けていた貸銀元利一〇四貫四二一匁は、すべて藩札で返還した。そして藩札の引替準備用として更に八五貫匁の札が渡され、それを田代町・瓜生野町の二ヶ所で引替会所を設け、藩札の流通と引替業務を行なった。⁽¹⁰⁾

この藩札の発行は、領内の産物を藩札で購入し、その産物を領外で販売して正銀を獲得することに一つの目的があ

対馬藩田代領における銀会所・生蠶会所と目田商人（長野）

対馬藩田代領における銀会所・生蠶会所と日田商人（長野）

ったことは、「右八拾五貫匁の備札式ケニ分ケ、田代・瓜生野両所ニ相備置、御領中産物買調、此品を他領ニ売出、正銀取入候積リニ候処¹²⁾」と云っているところからも明らかである。しかし、これは予期通りの成果はあげなかった。このことをつぎのように述べている。¹³⁾

当領ニ不限近国何連茂銀錢払底之時節ニ而、正銀ニ相成候程之商ひもの爰許之札ニテ何分難買取、色々心配仕候而も、銀取入之道届兼候ニ付、無歩息ニして両町之商人江銀取ニ前貸いたし、又ハ油屋を見立他領ノ油代銀取入候分全ク引請候仕組之相談等仕置候而も会日之急間ニ合兼、或ハ其者取辻ニ相成間ニハ引替ニ参候者之被掛計策手届不申而已ならず、色々之損失多候故、其後ハ銘々ニ銀調いたし会所之手支無之様専要ニ心配いたし（後略）¹³⁾

と藩札での産物買付が予期通りできず、そのため、無利息で商人に貸付けたりして札の運用をはかり、取り付けに合わないように努力しなければならなかったことがでている。

文化十三年までには、三一〇貫匁の藩札が発行されたが、多額の札発行は信用の低下をきたし、物価騰貴の要因ともなることから、四五貫匁の札を上げることを行なっている。¹⁴⁾

御用達は、調達した正銀百貫を藩札でもって返還されたことから、次第に差支えが生じて文化十三年には、「当所銀払底ニ相成、会所引替銀僅壹貫匁丈調候ニさへ一統差迫リ¹⁵⁾」という状況にさえなっていた。

このように、御用達二十人を運用して、財政の円滑化をはかろうとする政策も次第に支障ができてきた。そこで文政期に入ると、積極的な殖産興業政策をとり、財政収入を増やすことがはかれる。これが幕末期の田代領における財政上に大きな問題をもたらす皿山仕法である。

文政元年に対馬藩は、朝鮮信使を対馬で接見することができるようにしたことと、その経費を支弁するためのものとして、唐津浜崎など三ヶ所に石高二万石の地を幕府から宛行われた。¹⁶⁾ これは、田代領の公称石高が一万三千五百石であったことからすれば、対馬藩にとっては、田代領以上の土地が宛行われたことになり、藩財政上に有利な機能

をもつようであった。しかし、これは朝鮮信使の対馬接見に対する代償的宛行でもあり、朝鮮信使来島の折には多額の支出を必要とすること、また朝鮮貿易途絶による財政逼迫上からも、二万石の所領宛行が対馬藩の財政を好転させることにはならない。ここに、先述のように収入増加をめざす皿山仕法が田代領で実施される要因があった。

文政九年に、時の代官吉川弾九郎が皿山仕法を実施してゆく。皿山仕法は、天明期に対馬藩が行なった藩政改革の折にも計画されたが、それは藩営事業として実施されることなく終ったが、その計画を大々的に行なったのが、今度の皿山仕法であった。

皿山御取設之儀者、文政九戌年奥御役吉川弾九郎殿色々上下之御益筋御心掛在之、三郷農政庄屋御呼出、御直ニ御談達在之、皿山御存立ニ相成、焼物師・石絵葉等大体心組出来、夫迄ハ手代中ニハ沙汰不仕様御口留ニ相成居候得共、職人雇入等数日引外候ニ付而ハ、内々ニ而も手代役江申出不置候而ハ不相濟処る、最初者村山東一郎御領産方加役被仰付、其後引統緒方仙八・原岡与一郎・前川与右衛門四人共ニ加役ニ相成、其外在町役之内大庄屋三人農政庄屋其外共御領産下役ニ被仰付（後略）

と、皿山仕法が手代を始め、庄屋層まで動員して実施されたことをあげている。

皿山仕法の内容については、明らかでないが、当初の計画通りにゆかず、多くの借銀を残しながら、天保二年に打ち切られている。関係者は「天保二卯年、皿山借財役儀不相當之取計在之候と申ヨ以、重キ御叱被仰付、吉川弾九郎殿切メ大小役々廿人計夫々御裁許被仰付候事」と処分された。¹⁸⁾

この皿山仕法によって多くの借財ができた。この借銀の調達には、田代領内の町人や農民を借主や請人にさせて、日田商人から借入れるという形式で行なっている。その間の事情はつぎのような言及にもあらわれている。

御領産皿山御仕設之処、入料莫太ニ有之御料日田町人々銀子御借入之示談有之候由之処、御役人方斗御名印ニ而ハ取組難成、御領分町人・百姓名印ニ候ハ、銀子差出候事之趣ニ付、我々中借主請人等ニ相成呉候ハ、返済方之義対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

者決而其方達へ難題を懸申間敷、返銀手当之義ハ、追々仕法取設可申、我々中へハ、為引当爰元御藏米何千俵御証文御手代役御奥印且永瀬吉郎左衛門・大庄屋中御連印之御証文御渡（後略）

¹⁹⁾と、日田商人よりの借入については、田代領内の町人や農民を借主または請人にして、借り入れている。これは町人や農民を無理に承諾させて行なったものであり「何分ニも右之御取組ハ御用捨被成下候様達而御断申上候得共、懸る大成御仕設之御勢ニ付而ハ、中々御聞通無之、無余儀家藏証文并御藏米御証文差出」と述べているように可成りな無理強いによるものであった。その結果は、藩側の借銀支払延滞により借主・請人になった町人や農民が日田商人によって差押えを蒙む結果になっている。

五月中旬日田酢屋勘介・丸屋幸右衛門代其外多人数田代町へ罷越候上、両三人ツ、我々家々ニ立廻、取替置候銀子相滞居候ニ付、銀子御渡無之候得ハ、御証文之通家藏相受取、封印いたし候段申渡、案内千万之次第驚入申し、乍然現銀我々借取候金ニ而無之如何応対可仕哉心遣之余り（後略）

²¹⁾と、日田よりの差押人が来領している。このときは「新証文御仕立、古証文御引替」で済まされている。²²⁾

皿山仕法による借財について、その整理に力を入れたのが、日田商人広瀬久兵衛である。広瀬家と対馬藩田代領とのつながりは、文化段階にはすでにあり、文化十一年七月二日には「御貸附金ニ付、久兵衛前名正藏江父三郎右衛門父子一同御沙汰を以正藏勤中御米拾式俵宛被成下候御達書有之」と、対馬藩への貸付金をしており、また文化十四年七月二十九日には「公義御拝領米豊前中津ニ而御渡ニ付御為宜差働候訳を以久兵衛父三郎右衛門江金子七百足被成下候御達書有之」と、対馬藩のために努力していることがみられ、単に貸付金の関係だけでなく、対馬藩と密接な関連をもっていたことがうかがわれる。そして、文政八年には「最前之御扶持ニ三俵御増、都合御米拾五俵宛被成下候」と、十五俵扶持をうける程度までになっている。

皿山仕法においては、日田商人よりの借入が多かったこともあって、広瀬家は、その借財整理にこれまた多大の努

力を払っている。皿山仕法が打ち切られた天保二年十一月一日には「皿山御借財筋ニ付、久兵衛御払潰之御主法御為宜差働候段御国許々御沙汰之訳ニ依御達書有之」と、借財整理に努めていることがみえ、天保三年十月十七日には「御借銀筋御為宜差働候訳ヲ以公木三疋被成下之候御達書有之」と、公木（木綿）三疋が借財整理の努力に対するものとして宛行われている。そして、天保六年十月八日には「久兵衛一生御米五俵宛被成下候」と五俵扶持が与えられており、その尽力の大きかったことがしのばれる。

このように、広瀬久兵衛は、田代領の代官所と密接な関連をもち、田代領の財政に大きな影響を与えるようになってきたが、それを更に決定づけたのが、銀札発行の引き受けと生蠟会所の運営であった。

註(1) 「御用達発端并札物一件手覚」鳥栖市古賀町原五郎氏蔵

(2) 増加されたものは小森新右衛門・古賀弥介・明石屋与伝治・京屋利介の四名である。

(3) 「御用達発端并札物一件手覚」、ふえたのは橋本屋次郎七・松尾幸兵衛・酒見屋新蔵・奈良田次左衛門・真木村甚八・橋本屋佐兵衛である。

(4) 「同年（文化五年）筆者註）二月、御借銀百貫目御用達式十人を御請申出、御当役様御請印被成下、一人前正銀五貫目宛相当三口ニ而借入、三月々盆前迄追々上納ニ相成候事」（「前掲史料」）

(5) 「御用達発端并札物一件手覚」

(6) 「西冬仕立之札を、我々名前書印斗ニ候故、自分々之宅ニ而引替遣候事、其頃爰元正銀（マカ）必至度無之時節ニ候故、替リニ久留米札を以引替相渡候事」（「前掲史料」）

(7) 「前掲史料」

(8) 「隣国迎も札遣而已ニ候得は、矢張久留米之銀直段ニ準シ、百弍拾五文ニして、正銀ニ直六拾貫匁御内払と之御事ニ御座候」（「前掲史料」）

(9) 「戌冬正銀四拾四貫四百弍匁匁、銀直段百三拾五文ニメ此代札百貫匁御渡被遊候、是迄當時御借銀元利合百〇四貫四百弍拾匁文全ク札ニ而御返下被成下候事」（「前掲史料」）

(10) 「右引替用として札七拾五貫匁、後又拾貫匁作添、合八拾五貫匁御渡被遊候事」（「前掲史料」）

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

(11) 「引替会所之儀ハ、田代町・瓜生野町両所ニ而引替申候事」（「前掲史料」）

(12) 「前掲史料」

(13) 同

(14) 「仕組之条々」

一 預り札式百貳拾五貫目

右は御用達中御借銀御返下之姿ニメ通用差免被置候分

一同八拾五貫目

右ハ引替用として御渡被置候分

メ参百貫目

内 四拾五貫目

但、札高多有之候而ハ、不景氣ニ相成、其上引替方不行届候間、右引替用として相渡置候内ハ其節御用達之面々

ハ引揚上納可致事

前残り分式百五拾五貫目 但御本帳ニ写候ハ式百六拾五貫目

右ハ此節新札仕立可申候分

（「御書付写」文化十四年）原五郎氏藏

(15) 「御用達発端并札物一件手覚」

(16) 文化八年に対馬で朝鮮信使の聘礼がおこなわれた。幕府は、その報いとして文化十四年に肥前・筑前・下野に高二万石を対馬藩に増加したが、この折には領地は確定していなかった。翌文政元年にその領地が確定した。

「（前略）然は御手当被下置地方式万石之場所、公領地肥前国松浦郡之内、筑前国怡土郡之内、下野国安蘇并都賀郡之内都合高共式万八拾石余御渡候段仰達（後略）」（「地方二万石御拝領記録」）万松院文庫藏

(17) (18) 「御国書状往復集」万松院文庫藏

(19) (20) (21) 「御領産皿山御仕設之処」原五郎氏藏

(22) (23) 「広瀬源兵衛家筋ニ付、先年ハ追々御沙汰兼々左之通」大分県日田市豆田町広瀬正男氏藏（以下広瀬家所藏文書は広瀬文書と称する）

四 田代銀会所の様相

天保十五年一月に広瀬久兵衛は、流通が困難になった田代銀札の整理を引きうける。田代での藩札の発行は、先述のように、文化段階にも行なわれたが、これは永続せざる途絶えたようである。今度の銀札は田代の富商荒木吉次が引替元になって発行していたもので、発行開始は文政十二年ごろとみなされる。⁽¹⁾ 銀札引替準備金の不足によって引替えがでなくなつた荒木吉次は広瀬久兵衛に銀札発行の引き受けを依頼した。これには田代領の手代緒方喜内・青木小藤太・緒方仙八・村山東一郎が加わり、広瀬久兵衛と種々折衝を重ね、天保十五年一月には、その承諾をえるに至つた。⁽²⁾ そして、「当辰年を来ル丑年迄拾ヶ年之主向相立、年満之上、再興之基本相設」ということで行なわれ、その際、荒木吉次の親類一同は、つぎのような規定証文を広瀬久兵衛に差し出した。⁽⁴⁾

規定証文之事

一 銀札九拾七貫四百四拾目

当時札物遣イ出之高
吉次が出金引替可申分

此引替千四百兩

当二月末を引替相始金子入用丈宛之借用相応之利足相加致勘定御返済之極

内

八 百 兩

御墨付田地質券ニ差入、当三月限相渡候極、御受取之上は、相応之利足相加御勘定被下候筈

百 五 拾 兩

貸附口ニ取立、当四月限り御渡申候極、但御受取之上は相応之利足相加御勘定被下候筈

四 百 五 拾 兩

親類中借用之分、利足月五朱ヲ、年々差出候極、元金は札物利益之内ニ而御払捨被下候筈委敷は別紙之証文ニ書載有之候

外ニ

対馬藩田代領における銀会所・生贖会所と日田商人(長野)

対馬藩田代領における銀会所・生蠶会所と日田商人（長野）

金四百五十拾両

大坂尼崎屋勘兵衛方江返濟金去外十二月の無利足五ヶ年賦貴
家御引受御返濟之積御取致中是は格別大切之借金ニ付御取扱
之通貴殿御引受御懇談相整候上は決而無間違札物融通利益之
内より年々御払出し被下候筈、万一利益無之節ハ札物融通之
内御払出被下候極

右者同苗吉次遣出候札物不融通ニ付、今般御役所御沙汰ニ相成、且旧来御懇意之御因旁格別之御配慮を以、融通
方差支無之様御世話被下候筈ニ相成、親類中一統忝奉存候、然ル上者老ヶ年限リ御出合渡金差引御勘定被下、利益
有之分ハ御積金前書御墨附田地請戻し手当ニ被成下候筈、万一札物不融通にて見込通利益無之、御取替ニ相成候節
者、札物融通之内ニ而御差引被下候筈申極候処相違無御座候、仍而為後日親類中連印一札差出候処如件

天保十五年辰正月

荒木 孫三郎 印

梁井 勘治 印

荒木 多六 印

荒木 元昌 印

荒木 繁右衛門 印

荒木 仁一郎 印

門司 金十郎 印

荒木 彦次 印

広瀬 久兵衛 殿

博多屋 鉄之助 殿

前書之通承届候、以上

村山 東一郎

緒方仙八

青木小藤太

緒方喜内

この規定証文によると、九七貫四四〇匁の銀札が引替残りとなっており、その引替金として千四百両必要とされていたのがうかがえる。この引替金が準備できないために、銀札の流通が困難になり、広瀬久兵衛に引き受けを依存するようになったのである。そして、このための抵当として、荒木吉次の親類は八百両を田地で出し、一五〇両を貸付金の取立保証で、四五〇両を広瀬からの借用という形式で引替金の保証をしている。

弘化元年に、こうして田代領の銀会所は日田商人広瀬久兵衛がその経営を引き受けるようになった。田代代官所と広瀬久兵衛が従来密接な関連があったことにもよるが、広瀬久兵衛からすれば、銀会所の経営を受けもつのは、あくまでも商業経営の一端でしかありえない。つまり、その一つは銀札の貸付による利子取得をめざすことであり、その二つは銀札で領内産物を購入し、それを領外で販売して正貨を獲得するという商業資本としての機能を有利に活用するためである。利子生み資本としてまた商業資本として銀会所の機能を最大に發揮・活用されるのがもくろまれるのである。そのためには、発行する銀札の流通が骨滑に行なわれるのが必要であり、銀札の信用度が高いことが肝要となる。広瀬久兵衛は銀札の引替準備金つまり胴金を十分に確保し、引替に応じる体制を保持して、銀札の信用度の維持につとめており、弘化元年から同二年にかけては千五百両、同三年には七九〇両の胴金を準備しており、ほぼ発行銀札額の四々五割の胴金をそなえている。⁵⁾

対馬藩からすれば、日田商人の関与によって銀札の信用とその流通手段・支払手段としての機能が高められるのは、藩財政にとっても寄与するところが多く、好ましいことであった。

こうして、広瀬久兵衛の引き受けによって、銀札の信用は維持され、その機能も活用されたようである。弘化四年には、対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

對馬藩田代領における銀会所・生蠶会所と日田商人（長野）

広瀬久兵衛が日田から準備した胴金も元利ともに銀会所から返済されている。そして、銀札の発行額も増加し、弘化二年には、一八三貫余、同三年八二貫余、同四年一五八貫余と年々新札が発行され、弘化四年までには、銀札の発行高は四八五貫余となる^⑥。広瀬久兵衛が荒木吉次より引受けた時が六八貫目にすぎなかったことからすれば、七倍の増加であり、日田商人の関与がいかに大きく銀札の信用を高め、また藩札としての機能を發揮させたかがしれる。

銀札の発行増は、その後も行なわれ、嘉永元年五八貫、同二年二九二貫余と新札が出され、嘉永二年の銀札発行総高は七七八貫余となっている^⑦。この銀札の発行増加がこの段階で可能であったのは、胴金が準備できたからであり、嘉永三年に銀札の引替が多く行なわれたときにも「戊年（嘉永三年；筆者註）不斗隣国札變動狂ニ付、会所兩替大ニ烈敷相成候節、右預ケ金元利日田々全く会所江請取申候^⑧」として二千三百両の金子が銀札会所に整えられている。

広瀬久兵衛の銀会所引受け以来、銀札の通用が円滑になった嘉永四年に、この銀札とは別に瓜生野札と呼ばれる銀札が発行された。これは田代領瓜生野町の富商が、右万両の銀札発行を認めるなら三千両の真加銀を差出すということから行なわれたものである^⑨。こうして、嘉永四年には、広瀬久兵衛が引替元になって発行した銀札と田代領瓜生野町の富商が出した銀札の二種類が流通した。前者を田代札、後者を瓜生野札と呼んだが、瓜生野札は引替銀の準備が十分にできず、発行の翌年つまり嘉永五年三月には引替所は閉ざされ、発行の銀主はいつれも閉店している。

瓜生野札発行に際しても、胴金の必要性は十分に認識されていた。

此札物御免之節ハ御兩役・御賄役・御改建方御役々ニも御寄合之間ニ列座、御手代中四人江御寄合之間ニ而瓜生野町之者之願書御渡ニ而一廉之御益筋申出候処、於御領中差支之有無無遠慮申出候様と之御事ニ付、引替胴金たに不滯候得ハ、御領害ニ相成候儀ハ有御座間敷と一同御答申候処、然ら者其趣を以可致決評とて奥江移座ニ相成、御咄合在之候上、又々四人共罷出候処ニて願之通り御免被仰付候処、（後略）

⑩と、胴金のことによれているが、瓜生野町の商人の資力では、銀札の流通信用を維持できなかった。瓜生野札は「一

先景氣宜敷、三千両者扱置、壹万両も御益相立候勢ニ至候処⁽¹¹⁾と、発行当所は流通したが「引替相銀次第ニ相滞、忽不融通ニ成、引替会所之体、言語同断之振合ニ相成、隣国も引替人日ミ多人数相集、手式^(マツ)ニ不及様罷成候ニ付⁽¹²⁾」と、胴金が十分でなかったために、流通不能となっている。この瓜生野札の取付は、田代札にも影響したが、広瀬久兵衛は先述のように胴金二千百三十両を準備し、引替にそなえたために、田代札は左程の混乱を生じなかった⁽¹³⁾。

瓜生野札の状況からして、広瀬久兵衛が田代領の銀札発行を引きうけた意義は、対馬藩にとっては大きかった。瓜生野札について田代代官所は、広瀬久兵衛に整理を嘉永五年三月二十八日に申し出た⁽¹⁴⁾。この折、広瀬久兵衛は、代官所側が銀札の流通について認識がないことを指摘し、銀札流通における必要な事項を示し、瓜生野札の整理は引きうけなかった。この折衝の中で広瀬久兵衛の銀札にかんする認識が出ているので、それを示すつぎのようである。

札物之儀、譬へ者金千両丈可遣出と存候時ハ、引替之手当金も千両丈用意致置、遣出候得者何時ニ何程引替多候而茂差支無之ニ付、札物も正金同様勢能通用致候、又手当者式三百両丈も用意致置、札者千両丈も遣出候時ハ引替方烈敷忽及差支候、其節遽敷札物を以手段致候而も、正金速ニ不相調、却而其為遣出候札物者速ニ立戻り弥増し引替強ク相成、人氣ニ茂相障、終ニ者通用相止候手許備金之有無外ニ相顧候儀如何明鏡御座候、因而聊も軽忽之取計候者難致候得共、千両之備金致置、千両之札遣出候時者利益無之而已ならず、引替方諸雜費多分之損失相立候、依之手堅過候而茂不宜、又軽忽之取計者猶更難出来、此辺之懸引甚心配事ニ而、備金入用之節者何時も速ニ相集不用之節ハ備金にも相応之利足相加り候様不取計候而者、利益無之候、乍去其取計眠前ニ至候而者千變万化不尽心力候而も不行届候

と述べている⁽¹⁵⁾。千両の銀札を發行する場合に、千両の準備金をもってすれば、銀札の流通については心配はないが、それでは利益がなく、諸雜費を入れればかえって損失になる。それゆえ、準備金をどれだけしておくか、また急用の折に準備金の調達ができるようにしておくことが肝要であり、銀札の運用は手堅くても軽忽でもいけず、ここに難し

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

さがあるとしている。¹⁶⁾

信用通貨としての機能を發揮するためには、最終的には価値尺度たる正貨の裏付けが必要である。強力な機関によって信用が保証されていても、やはり、正貨の裏付けがない限り信用通貨の流通は支障を生ずる。田代領のように、強力な権力が不在の場合には、信用通貨における経済法則は直接的にあらわれづにない。広瀬久兵衛は、この認識にたつて、銀札運用の難かしさを説いているのであり、それゆえ胴金については、きわめて重視する。それは先述のように、銀札の発行高流通状況に応じて、常に胴金についての手配を行なっているにもあらわれている。しかしながら、銀札の運用は広瀬久兵衛にとっては、あくまでも、その商業経営の一端でしかありえない。つまり銀札の信用通貨としての機能を維持することも、その信用通貨の役割を活用するためである。いま銀札を利子生み資本として活用した場合に、どのように利益がもくろまれて示すかを示すつぎのようである。¹⁷⁾

銀札五千両分貸付利息取入候見込凡積

一金六百両

右五千両文之銀札貸付、月一步宛之
利息一ヶ年取立候見込

内

三百九拾両

右五千両之出札引替手当、正金凡平方備用
月壹歩三厘と見込、壹ヶ年之利息払出候分

百弍拾両

会所諸雑用動人給会所凡積壹ヶ年分

メ五百拾両

差引

金九拾両

利益ニ相成候分

銀札五千両を貸付けた場合の利益計算である。月一步の利息でもって年間六百両の貸付利息の取立てができる。そ

のなかから銀札に対する胴金率を五割として、その胴金二千五百両の利息三百九十両と、会所雜費・給金など百二十両を差引くと九十両の利益になると見積もっている。銀札貸付による純益率を年一・八パーセントと計算している。しかしこの場合も、貸付利息の取り立てができなかったり、銀札発行・貸付の諸雜費を入れると先に計算した以上に費用がかかるので「五千両丈之利息金入手ニ相成候様取斗候節者、六七千両丈も貸出申候而者利息集兼」としている。¹⁸ここに銀札の多額の発行という問題も出てくるのであり、銀札を利子生み資本として運用してゆくことに重点がおかれると、発行額の膨張ということになってくる。万延元年には田代銀会所の銀札発行高は千三百四十五貫余となっており、弘化元年の六八貫の銀札高に対して実に二十倍に近い増加ぶりである。これには後述のように産物買付資金として銀札を運用することもあっての増加も含まれているが、嘉永・安政の各時期にかけて、銀札の機能を大きく活用してゆこうとしたのがあらわれているであろう。

以上、銀札の発行についてみてきたが、銀会所経営を広瀬久兵衛が引きうけ、それによって銀札の発行・流通も円滑に行なわれるようになった段階で、田代代官は広瀬久兵衛に新たな問題をもち出す。それが生蠟会所（生蠟座）の設置とその経営の広瀬久兵衛への依頼問題である。以下その経緯についてみてみよう。

註(1) 作道洋太郎著「日本貨幣金融史の研究」一七一頁、

(2) 「爰元荒木吉次融通之札物替方不行届ニ付、従来其御元御懇家之訳ヲ以、右札物其御地江御引請融通方之儀、去冬以来右親類中ニ及御頼談願ニ依猶役方ニ及御示談候末、今度評儀相整、吉次ニ銀子繰出し方、別紙之通極書親類中ニ差出、就而者札物御引受之書付被差出致承知候、右之通を以、会所御取広融通方差支無之、領内安心ニ至候様、銀主中御懇談御配慮被下度希存候、以上

辰正月

緒方喜内

青木小藤太

村山東一郎

広瀬久兵衛殿

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

- (3) (4) 「田代銀札引請発端」 広瀬文書
- (5) 「弘化元辰三月、前条同断銀札引請以来日田と会所と去未十二月迄十六ヶ年之内、年々出入算用諾之覚」 広瀬文書
- (6) (7) (8) 「銀会所一条ニ付願書」 広瀬文書
- (9) 「瓜生野札物之儀は、嘉永四亥年、瓜生野町身元相応之者も、銀札融通方御免仰候ハ、冥加金差上可申、巷万両之札御免被下候得は三千兩丈之冥加御取立ニ相成候主法ニ在」 （「御国書状往復集」）
- (10) (11) 「御国書状往復集」
- (12) 「銀会所一条ニ付願書」
- (13) 「三月廿八日、広瀬久兵衛自福岡行取掛甘木へ止宿ニ付、瓜生野札物取鎮方其外御借金之儀為示談」 （「御国書状往復集」）
- (14) 「札物遣出方之大意御咄申述候」 （「生蠟座銀会所御（以下不明）」に所収） 広瀬文書
- (15) 田代代官所が瓜生野札の発行を認め、しかも流通がうまくゆかなかったことから、広瀬久兵衛は、田代代官所の銀札について認識がないこと指摘している。「瓜生野札、当時之通種ニ様々御趣向立有之候而は逆も右之趣向を相懸不申ニ付、右新札を御取止ニ相成候と見込、此節之御頼談愚考可仕旨申述置候義ニ御座候、然ル処頃日甘木表ニ而御談之砌、新札ねり方ニ付、別段札物遣出引受候者利益有之候様取計候而も不苦との御談も有之候、勿論極り候御談ニは無之候得共、夫ふして相考候得は、村山御氏は札物之儀、先年已来相功者之御方と相心得居候処、御自ニ御引受被成候儀無之故歟、札物之意味合御存知無之様ニ奉察候、御同人右之次第ニ付、外御同役方ハ御年若故、猶更御存知有御座間敷、別し而御国方を被為人候御方ニは、憚乍御存知被可成様も無之」（「内々申上候口上之覚」） 広瀬文書
- (16) (17) (18) 「札物遣出方之大意御咄申述候」

五 田代生蠟会所の設立過程

田代代官所は嘉永二年に、生蠟会所を設け、その経営を広瀬久兵衛にまかせて多額の益金を取得するのを計画し、そのことを広瀬久兵衛にもちかけた。

銀札の発行引き受け以来、広瀬久兵衛は、一般への銀札の貸付とともに、「蠟屋申江者先年已来銀会所ガ札物貸渡取

引致来候間^②と、蠟屋に貸付けることも行なっていたが、更に生蠟の買占と販売を広瀬久兵衛に行なわすのを、田代代官所は計画したのである。

一筆令啓上候、今程弥御堅固被成御勤珍重存候、然者先般村山東一郎及内談候通蠟座銀札場面様一連之主向を以、国元有限用途ニ相備候ニ付、是迄追々用便筋致丹誠被呉候末之儀ながら、此節ハ訳而要之儀ニ候得者一ト際被凝工風、生財之道御出精被下候様御頼談候、就而者不日東一郎罷越委細可遂讚談候間、宜御打合可被下御願申入候此段予為可御意如是御座候 恐々謹言

閏二月三日

江口 伝
平田 大江

広瀬 久兵衛様

広瀬 源兵衛様

③と、嘉永五年二月三日に、田代代官は広瀬久兵衛・同源兵衛にあてて銀会所と蠟会所を運用して、藩財政にあてる資金を形成するために、その経営を引き受けるよう申し出ている。

これは「生蠟仕組之儀、銀会所江引受御益筋御世話仕候様御頼談有之」というのを、正式に伝えたものである。この生蠟会所の設置とそれを広瀬久兵衛に依存するというのは、対馬藩勘定所の意向でもあり、対馬藩財政にとって、生蠟会所経営が一つの重要政策ともなっている。

対馬藩側からの申し出に対して、広瀬久兵衛は、「父子様工夫を凝し相談仕候処、銀会所此節御役方江御引受、他向之処者、是迄之通、私方引受候姿、御領中貸附等者御役方改而御貸出」と銀会所の代官引き受けということが認められるならば、うけ入れると申し出ている。^④

代官所は十ヶ年に六千両の純益を生み出す方法の一つとして生蠟会所の設置を計画し、その仕法と経営を広瀬久兵衛・対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

衛に引きうけさせようとしていた。⁽⁶⁾それを条件つきで引き受けるとしたのである。その条件には生蠟会所運営の問題点が色々出されているので、以下その条項の主なものについて検討してみよう。

まづ、その第一条は、つぎのようなことが求められている。⁽⁷⁾

生蠟仕組之儀、凡一ヶ年出来高式千俵位之事ニ相聞、為替歩金間際取東候而茂式百金内外と被察候、尚又銀会所札物融通方之儀者、是迄段々出精仕候処ニ而、利益見込無御座ニ付、御断申上候程之訳ニ候へ者、此上御益之見込も無之候へ共、御領中貸附方之儀御取締り被成下、会所諸雜費町並諸入用等之儀相減候様仕候ハ、少々者利益も有可之歟、乍去御領分限りニ而者札物何程も融通不仕、依而兩筑辺江取引相始メ遣出方手段仕見候外有之間敷、尤右様他方迄取引相始札物融通方并銅金操出方出精仕候節者、日々銀会所之事ニ相懸リ不尽心力候而者行届兼候義ニ御座候、左候而も何程御益出来可仕哉、人氣之折合次第之義ニ付、耽とハ不被申上候得共、銀会所并生蠟方之利益取束、年々私方江御預り申上、利倍致シ、成丈御趣意相立候様出精仕見可申候、

ここにおいては、生蠟の出来高を年二千俵と見積り、その利益を二百両と計算して蠟会所の経営を行なうのを考えている。銀会所の方は、銀札貸付利息の取立てを嚴重にすることの保証を代官に求め、また銀札流通を田代領に限定せず、筑前・筑後でも流通させることを計り、流通範囲を広げて利益をあげるのがめざされている。そして、生蠟の売上げと銀札貸付からえる利益金は、いづれも広瀬久兵衛が預かり、更に活用させていくとしている。銀会所の機能を高め、生蠟仕組も嚴重に行なつて、利益を生みだしてゆくのが求められている。そして、このために、更につきの三ヶ条が示めされる。

一右之通御役方御引受之御趣意ニ相成候へ者、銀会所当時成立之処ヲ以、御改ヲ受、銀札江者御加印被成下、已後者日々出入勘定御見届被下様仕度候、

一銀会所江是迄差出置候者共ハ、先其儘之御差遣被下度、左候得者世間体是迄同様之姿ニ付、人氣相障り候儀も有

之間敷候、尤御地る差心得候もの、老人者御撰御加へ被下候様仕度候、

一 銀会所御役方御引受ニ者相成候得共、十ヶ年之間、私方御趣意相立候様御世話申上候義ニ付、別段御入用有之候共、銀会所有合之金札作取遣之儀者堅御断申上候、素より別段臨時御調金等之節者、是迄之通於爰元銀わ申談、御調達方御世話可仕候、

と、銀会所を代官所が引き受けることが条件であつたので、そのようになった時の処置が述べられている。まずその一つはこれまで流通していた銀札に加印をして役所発行に切換え、月々の勘定も役所がすることであり、その二は、銀会所で働く者は従来通りとし、その上に代官所側から一人を選んで銀会所の勤務につかせること、その三は、銀会所が代官所側の引き受けになつたとしても、銀札の発行や借り入れは断独行なわなないことを求めている。あくまでも実質的には銀札の発行・監理は、広瀬久兵衛が確保するようにされている。しかして、ここで問題なのは、生蠟会所、銀会所勤務者に広瀬家とは別に、田代代官所側の者が参加することである。これは、銀札の発行、貸付の機能を広瀬側が確保しているとしても、その間隙をぬって、独自の運用がはかられるからである。事実、会所経営に新たな参加者が出てきた段階に移で、銀会所の不良貸付問題が安政期に発生している。これが胴金を準金して、銀札の信用を維持しようと努力している広瀬久兵衛の思惑とは反するようになり、銀会所から手を引く決意をせざるをえない事態になつてい¹⁰⁾る。したがって銀会所を代官所が引き受けるのを求めるのは、生蠟仕組との関連においてである。つまり、生蠟買占めを円滑に行なうために、藩権力を背景とした仕法をたて、その財政的基軸となる銀会所を代官所に直轄するのがめざされて¹¹⁾いる。それはつぎのような条項にみられるであろう。

一 蠟屋中為替取組方之義者直談仕候得共、此節御仕組ニ付、格別ニ出精仕、御為筋銀会所引受同様之心得を以、万事實意之取計仕候様御嚴重被仰付度事、

生蠟の買取については、代官所から銀会所の取り扱いと同じように、厳しく取締ることを求めている。そして、銀対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

對馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

札の発行や生蠟買取が円滑にゆくためには、その障りとなる新規の事業は差控えるのを要求している。

一右年限中、銀会所札物融通方差障り相成候儀者御差留メ被下度、又御役筋新規御仕組思立有之候共、右ニ相障り候儀者堅く御見合可被下候、

⑫と、嘉永五年より向う十年間は、銀札発行に差支える事業は行なわないように求めており、また、對馬藩家老からも、十ヶ年間仕組を委任する旨の墨付を望んでいる。

一右之通相成候節者、其筋之御役ニ惣ニ御用掛リ之御沙汰ニ相成御一統内外御力御添被下候様無之而者成就不仕候、右ニ付而者御交代之御場所之儀ニ付、十ヶ年世話方御委任之儀乍憚御国許御重役様方御書渡被下置、勿論田代御当役様も同様御書達被成下様希申候、此儀者数年之間、御主向筋勞配仕候義御憐察被下不悪御聞可被下候と、對馬藩家老と田代代官より委任する旨の書付を求め、その仕組が掛役人の交代によっても変更されないように取り計らっている。

また、従来宛行われていた扶持米も、単に米の支給ということではなく、それに応じる土地より取立てられるようにするのを要求し、扶持米支給の確保をめざしている。

一右之通十ヶ年之間御世話申上候得者、外渡世向夫丈ケ相省、昼夜丹精仕候儀ニ付、一昨年六拾俵之御米被下置候御達も蒙居候得者、此節銀会所改革御為筋出精之段御沙汰向之節者、御領法ニ御支リ無之して私共永々安心仕候様、地面を以頂戴被仰付方宜御合被下度候、
⑬と、六十俵扶持の土地を宛行うようにとしている。

以上、広瀬久兵衛が生蠟会所と銀会所の経営を兼ね行なうのを引きうける条件として出した条項について検討した。

銀会所は、代官直轄とすることを求めながらも、その経営の実権は十ヶ年の仕組という名目のもとで確保し、更に

代官が仕組に対して強力に保護をするのを要求している。

ここで計画されている生蠟会所の仕組は、生蠟の買占めであり、専売事業の一形態である。日田商人広瀬久兵衛に会所経営をまかせ、生蠟の領外独占販売をはかり、藩はその運営が円滑にゆくために、色々と援助を行なって、この経営によってえた利益を収得する仕組である。

生蠟会所・銀会所経営にかんする簡条書を出し段階では、六千両の利益を出す仕法の詳細についてはまだまとしておらう「就而者仕法書早速差上候筈之処、六千両丈も生財之道大造之御趣向、向拾ヶ年も相懸候儀ニ付、篤と取調、大坂之方并田代蠟屋ともへも打合せ候上ニ無之而者、巨細仕法書も出来兼候義ニ御座候」と、嘉永五年四月に返答している。

対馬藩としては、生蠟会所の仕組を広瀬久兵衛が引き受け、六千両の益金収得が可納になることが肝要である。そのため嘉永五年四月十一日には、田代代官平田大江・佐役江口伝の連名で、広瀬久兵衛が引き受けるよう要望した書付を出した。この折は、前述の瓜生野札の取付があったときで、田代領の銀札流通が極度に混乱し、田代札にも大きな影響があった。そこで、代官は、それによって生蠟会所の経営を引きうけなくなるのを恐れて要望書を出したものである。いまこの一端を示すとつぎのようである。¹⁶⁾

瓜生野町々去年来産物主向之名目を以、札物通用方願ニ依、差免置候処、去冬以来引替方不都束之向も相聞、昨今ニ至候而者、引替方も大造ニ及弥胴銀之備方不行届、融通自然と相塞り、(中略)、田代銀会所之儀も致雷同候事共ニハ有之間敷哉と懸念ニ及候処(中略)胴銀之備其外万般手堅取設被置候処々、当節も聊人氣ニ不相抱段尤之至(中略)此節蠟座并銀会所一連之趣向を以、御備之儀頃日来被逐懇談候処、下地骨折之廉も不輕候上猶又此節之頼談且生蠟聊之産物ニ而重々押立候程之儀も無之候得共、有銀御用途不差支所ニ厚心を被用存寄書等被差出、実以一ト廉之為筋ニ有之、右ニ付而八ヶ年之間別而勞配之事共、深々察入次第国許重役方江も申越置候得者、追而沙汰之品

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人(長野)

對馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

申遣候義も可有之候条、何分精功之道深々頼入事ニ候、就而ハ外方ル如何体之利益筋申来候共、一旦致委任候上者、可取用様も無之信義相立候儀勿論之事ニ候得者、右主向ニ付、役々手筋周旋可致筋者、如何様共手数相立可申候ニ付、何様主向相整候様、御出精被下度御頼談ニ及候、已上

瓜生野札のことにふれ、田代札の胴銀の備えがよろしきを見て、田代札は大した変動がなかったのに感じ入ったと述べたあとで、生蠟会所については、如何様にも手立てをたてると申し出ている。

この間に、田代代官所は、広瀬家へ千両の借用と三千両の借用幹旋を申し出ており、行きづまった藩財政の資金運管の一端に用いようとしている。勿論、三千両の調達は、広瀬家のみで依頼したのではないが、広瀬久兵衛の尽力によって、日田商人からの借用が可能になるように計られている。嘉永三年十二月十六日に「金千両年割献納御沙汰を以、御米六拾俵宛被成下候御書達有之」¹⁷⁾と、千両の献金を承諾し、年割で上納し、嘉永五年一月一日には「金三千五百両之御借銀筋心配之訳ヲ以、久兵衛父子江公木三足宛被下之候、御達書有之」とある。¹⁸⁾

對馬藩は、文政元年に二万石の加増をうけながらも、朝鮮信使来聘について多額の支出を必要とし、天保十一年十一月二十九日には、信使費用のため幕府より一万両を借り、また天保十二年には信使来聘の準備に五万両必要としたことを幕府につげ、二万両を幕府から拝借している。¹⁹⁾このようにきわめて多額の出費があったために、その費用調達が肝要となり、その一端が日田商人よりの借り入れとなったのである。

広瀬久兵衛は、金子の調達・献金を行ない、一層藩との連なかりを強めていくが、八月に入るとほぼ生蠟会所仕組についての成案も原形ができてきた。同年八月に「越向組立之処者篤と再考之上可申上、先ツ凡之大意左ニ申立候」として一四項目にわたる点について要望を述べた。²⁰⁾その要点は、(一)田代蠟屋惣代を早く日田によこすこと、(二)銀会所は以前は役所引受けを望んだが、今迄通り広瀬家引受けとする、(三)役所入用金の立て替えを銀会所は一切しない、(四)瓜生野札の引揚げを速々に行なうこと、(五)嘉永二年に調達した金千両は年々百両づつ返還のこと、(六)嘉永三年の千

両献金により宛行われるようになった扶持米の支給を確実にする、(乙)対馬藩家老より生蠟会所委任の墨付を出す、(丙)銀会所出勤者に二名を追加する、(丁)大阪銀主並の取扱いを広瀬家にする、(戊)金二千両を銀会所引替備金として融通するなどを要望している。

嘉永五年二月段階では、銀会所の経営を役所が引き受けるのを望んでいたが、八月には、銀会所を広瀬久兵衛の経営にすることを求めている。これは瓜生野札問題にみられたように、役所経営では、銀札についての認識がなく、皆さんの運営が行なわれ、ひいては生蠟会所の機能を行きづまらせるとみただからであろう。瓜生野札は引替えが多く、田代領内には銀札について信用しない空気がつよくなったことが直接的には影響しているとみなされる。

この要望に対して代官所は、早速蠟屋惣代を日田に派遣した。蠟屋惣代と話がまとまり生蠟集荷の見通しがついた段階で、生蠟販売について種々と検討をすすめている。そして、田代蠟は大阪で販売しようとしている。

急飛船ヲ以啓上仕候、然者田代表蠟座銀会所最合一連之仕組ニ付、蠟屋惣代三人当方迄被罷越候ニ付、示談之上、田代ニ而出来之生蠟分、拙方ノ前為替相渡、一手ニ引受其御地江為積登売捌候積り御座候、右ニ付、御地ニ而売捌方如何之手都合ニ致し可然哉、御相談旁当方之存念左ニ申述候

(乙) 田代蠟を一手に引き受け、それを大阪で販売することが目論まれている。つまり、生蠟会所の経営を行なう場合の必要な事項を細かく取調べ、支障がないように手段を講じようとしている。生蠟の買占めも蠟屋との話し合いで一応の見通しがつき、あとは販売の問題が残るので、それを大阪に問い合せている。生蠟を大阪で販売するための仕組をたてているので、それを以下検討してみよう。(22)

(イ) 一御領中榎実凡百万斤者可有之ニ付、所売捌蠟燭等見除候而も、凡式千丸者出来之見込、月割内輪ニして百五拾丸宛

右之分、御地榎成先江致水上、早速売捌仕切金取下候様致し度事、

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人(長野)

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

(四) 一右売捌方之儀、頼談出来候義ニ候ハ、筑前蠟入札之節、子明（マカ）附売ニ致し度候、（中略）頼談相整候ハ、乍面御炭屋江荷物差送り、仕切金ハ筑前表江下シ金之序ニ五百両程宛毎月差送り方頼談致シ度事、

(五) 一筑前入札売相談出来不致節者、問屋中之内何方江差送り候様可致哉、身元礎成先無之而者、差送り候儀不安心ニ御座候（中略）岩屋之方江致水上当方者同家江之引合ニ致し度（中略）問屋江御売捌之手都合出来候ハ、先ツ試ニ少々積送り候様可致（後略）

(六) 一炭屋引受出来兼候節者、問屋江当方直送ニ致し可申（後略）

(七) 一仕切金之儀者、銀会所引替備ニ致し候間、荷物之多少ニ者より候得共、先ツ毎月百五六拾丸宛者差送り候と見て、

月々五百両程宛下シニ相成候様（後略）

(八) 一湊者博多表弁理（便理）之由、蠟屋中申出候間、同所迄差送り、対馬御屋敷内ニ蔵一戸前相建入置、壹艘向相揃之節、船積取計候積

(九) 一船者、筑前ニ而式百廿三拾丸位積入候船式艘相雇置、替るく往返致し候て（後略）

まず(一)のように、田代領内での生蠟の年間出来高を二千丸と見積り、それをことごとく大阪で販売するようにし、そのため(四)のように、筑前での蠟入札にかけて、そして蠟荷は大阪の炭屋へ送り、それから購入先に渡す。もし入札売ができなかった折は(一)にあるように、まず大阪の問屋炭屋へ送り、購入問屋を求める。このように大阪の問屋炭屋を通じて販売するが、炭屋へ荷送りができない場合には、購入問屋へ直送するようにしている。そして、この生蠟売上代金は(六)のごとく銀札の引替金にあてるとしている。そして、田代より大阪までの蠟運送は(八)のように田代より陸路で博多の対馬藩蔵屋敷に運び、(九)に示されているように博多から船積みで大阪へ運送するとしている。

田代生蠟を買占め、それを大阪で売り、その販売代金を銀札の胴金にするという仕組みがたてられているが、この仕組みが円滑に実施されるには、予定したように生蠟の買占めができるかどうかの一つの要点になる。

生蠟販売について大阪に問い合せた段階では、すでに田代領の蠟屋と取決めができていた。この取決めが可能であったのは、田代代官所が田代領内の蠟屋に色々と指示したからである。生蠟の買占めをはかる広瀬久兵衛はこれによって、生蠟買占めの見通しはついたが、やはり、蠟屋の利害とは対立する面が多く、計画した仕組通りにはゆかなかつた。取決めをした「内談申極書」のなかにさえ蠟屋は「生蠟商売之儀、右様之廉無之而茂、渡世相成兼候年茂有之候位之義ニ付、御用途御備相成候様之義者逆も御請出来不仕、殊更十ヶ年之間出精不仕候而者難相濟、甚当惑仕候得共」と云っており、蠟屋にとっては、広瀬久兵衛の生蠟の一手買占めは好むところではなかつた。

生蠟の一手買占が田代領内の蠟問屋との対立を生み、ひいては、それが植栽培の農民を含めた抗争となり、万延元年には強訴という事態になっている。万延元年の段階は、買上価格の低廉化など農民に対する強圧が一層つよまった時期であるが、その要因はすでに、広瀬久兵衛の一手買占めの段階からあったとみなされよう。

生蠟会所が設けられ、田代領内の生蠟が会所に一手に買占められた時期において、従来の自由販売の体制と格価の点でどのような差があるかを示すと表IIのようである。

田代領の生蠟は、博多まで陸路で運ばれ、そこから船積みで大阪へ送られるが、この博多までの運送費などの費用を示したものである。生蠟会所送りでは、一俵につき運送賃・問屋口銭などの諸掛物が二二匁一厘を要しているのに対して、蠟屋が直送した場合には七匁一厘しか掛かっていない。この差は、生蠟会所送りの場合には、(一)博多問屋との為替取組において一步を差出すとする三毛歩為替歩があり、(二)俵直シ諸入用が会所では高くつく、(三)荷為替を組むときの金相場を六六匁替と取決めため、大阪の金銀相場の変動にに応じて出す費用としての金値違があり、(四)大阪運送の際の斤目欠立を補うために俵につき二斤半多く入れる式斤半切給があるなどのためである。

こうして、生蠟会所送りの場合には、蠟屋の直送よりも諸掛物が三倍も高くつくので、生蠟会所が蠟屋より生蠟を購入する場合には、価格を低く押える必要がでてくる。それはまた、櫛実を蠟屋に売る農民にも影響する。生蠟価格

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人(長野)

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

の点においても、生蠟会所と蠟屋・農民の間にはこのように矛盾がある。

したがって、広瀬久兵衛が生蠟会所をつうじて、田代領の生蠟を買占めて大阪に販売する計画は、当初から田代領内の蠟屋・農民との矛盾をはらむものであった。

ところで、広瀬久兵衛が以上のような生蠟会所の経営に必要な事項を細かく検討している過程で、対馬藩は一日も早く生蠟会所の設置と広瀬家の引きうけを望んでおり、九月には「久兵衛儀今程福岡江罷越居候と相聞候ニ付、貴殿儀博多藏屋敷迄出張、爰元之体情巨細被申」と、田代手代緒方仙八に代官が命じている。⁽²³⁾ 九月になると広瀬久兵衛も生蠟会所についての成案をえたので、それを田代領手代六名に示し、提示した箇条について返答を求めた。提示したのは十四項目であった。その主要な項目についてみると以下のようなものである。⁽²⁴⁾

一 銀会所之儀者、是迄之通、私方ニ而一切引請成丈出精可仕事、これは、二月段階の主張と異なっているが、先述のような事情から、その考えが変わったものとみなされる。

一 是迄貸附口ニ返済方遅滞仕居候内、実意を以済方之相談出来候分者、成丈御厄介不相成様取計候積、私共手限り相済兼候

表 II 生蠟販売費用の相違

会 所 よ り 博 多 売	蠟 屋 よ り 博 多 売
生蠟1俵（正味80斤）＝代銀203匁2分	生蠟1俵（正味80斤）＝代金203匁2分
俵ニ付掛物	俵ニ付掛物
銀3匁8分3厘＝田代より博多迄駄賃	銀3匁8分＝田代より博多迄駄賃
〃 1匁7分 ＝三老歩為替歩	〃 6分 ＝俵直シ諸入用
〃 1匁3分 ＝俵直シ諸入用	〃 2匁4分 ＝博多問屋口銭
〃 2匁4分 ＝博多問屋口銭	〃 1分4厘＝入荷運上
〃 1分8厘＝博多入荷運上	
〃 6匁2分5厘＝金値違分	
〃 6匁3分5厘＝式斤半切給	
合銀22匁 1厘	合銀7匁1厘〔＝6匁9分4厘〕

注「生蠟座・銀会所御（以下不明）」より作成

口々者、取調書上候様可仕ニ付、返済方御賢慮御付ケ被下度、其内御威光を以、速ニ可相片付分も有之、又一時ニ返済方出来兼候見込之分も有之、夫々取分ケ可書上ニ付、速ニ可相片付分者、嚴重ニ返済方被仰付、速ニ相済兼候分者無利足年賦等之処御見計を以、返済方規定相立候様、御役筋ニ而御引請御取計被下度奉願候、

これまで貸付けた銀札の返済にかんする要望であり、返済取立について代官所より嚴重に催促すること、それでも取立てができないものは、それぞれ返済方法について借主と代官所が取りきめをするのを求めている。貸付返済について、代官所の機能を活用するのがもくろまれていた。

一 蠟座取極之儀者、先日内談書仕置候趣意を以、重疊相極候様可仕、尤生蠟高式千丸と見込候趣向ニ付、蠟屋中不出精之向も有之者、御役筋を御世話被下、式千丸之高不相減様被成下度事、

生蠟二千丸の確保を求めたものである。これは六千両の利益を十ヶ年間に生みだすための一つの重要な事項だけに、代官所側の力入を望んでいるが、二千丸は田代領では樞実がよくとれたときにしか可能でない。それゆえ一層の要望が必要になる。

一 御役筋金子御入用之節者、御頼談向日田表々ハ是迄通ニ相心得可申、銀会所江御直談之儀者堅御断申上候間、其段御承知之御書付被下置候様仕度、猶又御役人様方内証之御相談たり共、御取替之儀者堅御断申上候事、

役所で必要な費用の支弁を嚴重にし、銀会所へ直接問題を持ちこむのを禁じている。藩財政の行きづまりから、これまで度々献金や費用の調達を求められたが、それを今後生蠟会所・銀会所の経営に際しては押えるのが目的であろう。この要望に対して、代官所は「御書面金子入用之節ハ、以来銀会所江直談仕間敷段書付差入置候様可致、且地下役ニ内談之取替等も直談致不申様相心得可申候」と答えている。

一 生財之御趣向引請者、当子何月々相始、来戌何月迄真年十ヶ年之間、請持出精仕、満年之節金数^子上納可仕事、十年間にわって仕組を行ない、十年後に利益金を納めるとしている。

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

一 此後如何体之御趣意有之候而も、右生財之道ニ相障り候儀者、堅御停止被仰付事、

これは但書として、瓜生野札の引揚げを早く行なうよう求めていることからして、役所が瓜生野札発行の折にみせた無思慮な政策は、会所経営に響くので、それが無いのを求めたものである。これに対して代官所は「御書面生財之道ニ相障り候儀者被停止候様可致候、尚又瓜生野新札者早々引揚、已後遣出不申儀ニ候」としている。

一 御役々様方御一統御用掛り之御沙汰ニ相成、内外共諸事厚御世話被下候者勿論、猶又御年番ニ而御兩人御引切御請持之御方被仰付、諸事其御方迄相伺候得者、万端速ニ御評儀御治定ニ相成候様仕度事、

ここでは、かなり高度の要望が示められている。会所経営のために、代官所役人が用掛になり、特にその中から二人を専任とし、会所運営に必要な事項の決定は、この二人の専決でできるのを求めている。会所経営のために代官所が全面的に協力するのが望まれているわけで、藩権力を背景に運営してゆこうとする姿がみられる。この要望に対して「御書面我々用掛り之内が一兩人ツ々年番ニ而受持候様可致候」と答えている。

一 御国許御重役様々私共宛御書達被成下度事、

田代代官の保証ばかりでなく、対馬藩家老よりの墨付を求め、藩の委任のもとに経営をすすめるのを明確にしようとしている。この外にも、(一)献金した千両に応じる土地を宛行うこと、(二)式千両の貸付を広瀬家にする、(三)会所勤務者に二名を新たに任名する、(四)ふるくなつた銀札の代りに新札を発行することの了承などを求めている。

以上、広瀬久兵衛が出した要望の内容についてみてきた。銀会所を従来通り引きうけて経営するという点を別にすれば、二月段階の要望と余り変っていない。二月段階でも銀会所を代官所が引き受けるのを要求しながら、その実態は広瀬久兵衛が掌握するのを考えていた。しかし、明確に代官所管轄になれば、代官所側の意向が強くなり、予期した経営効の果もあがらないとみて、従来通りに広瀬久兵衛の引き受けとなるのを要望したものであろう。ところで、二月と九月の要望でいづれにも共通するのは、藩の強力な支援を求めている点である。

日田商人広瀬久兵衛が委任をうけ、生蠟会所の経営をするという形態である限り当然であるが、それは生蠟会所の運営が藩権力による生蠟業者・農民・蠟屋の統制がない限り円滑にゆかないのを意味する。そして、このためには藩の統制力の強さ、つまり藩権力の強固さが必要とされる。したがって、生蠟会所の運営は、従事する商人・役人の商才などを別とすれば、藩の統制力の在り方に左右される面が大きい。これは蠟問屋・生蠟業者・農民との矛盾を深めたいものであり、ここに生蠟会所をめぐる、対立が形成される要因がある。広瀬久兵衛が、生蠟会所の経営引き受けに際して藩の保護をつよく求めているのも、この対立を予想し、それに対応するためにも必要なこととみなしているからであろう。

ところで、嘉永五年九月には、先述のような要望書を出したが、十月には「銀札場・蠟座共、私手元へ引請主向相立、十ヶ年之間御益金積立高六千両御受納ニ相成候様、成丈出精可仕奉存候」と生蠟会所の経営を最終的には引き受けることにした。そして、従来、代官所から提出を求められていた仕法見積書を出した。これが「銀会所・生蠟座一連生財主向凡積書上帳」なるものであるが、六千両の利益を十年間に出す方法が示めされているので、つぎにそれを検討してみよう。

表Ⅲによれば、金八千両に相当する銀札五四六貫余を新札として発行し、それを諸方に貸付け、利足として年割割を徴収す対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

表 Ⅲ 積 法 仕 財 生

金 額	内 訳
銀札 546貫560目	金八千両分札物相仕立候見込
1 金 8,000両	八千両分札物十ヶ年之間、年割割ツ、貸附利息凡見積 八千両分之札物引替手当正金三千両借用十ヶ年之間月割分式厘ニして十ヶ年之利息 銀会所十ヶ年之間諸入用并勤人賃銀等
内 4,320両	
1,500両	
残金 2,180両	札物之方十ヶ年分御利益凡積
1 金 1,800両	生蠟宅ヶ年式千丸ツ、出来之見込、平均銀札六匁程ツ、生蠟産出候管
1 金 1,920両程	生蠟座・銀会所年々之利益十ヶ年之間貸付候利倍勘定之見込
合金 6,000両程	

注「銀会所・生蠟座一連生財主向凡積書上帳」より作成

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

る。その十年間の積立が八千両、これから銀札引替用正金三千両の借入利息四千三百二十両と銀会所の諸入用や勤人の給金千五百両を引いた残り二千百八十両が、銀札発行による収益とし、生蠟会所の方は、生蠟二千丸を年々販売し、その販売益金を千八百両と計算している。また生蠟会所・銀会所でできた利益金を十年の間に更に貸付に廻わしたとして、利息が千九百二十両になるとみなしている。このようにして、合金六千両の利益が十ヶ年間にできると見積もっている。

この見積もりについては、計上しているのとは別の支出として、札物仕立や蠟会所建設の費用など五百両がかかるとしている。それでも、「人氣折合、札物融通宜、貸方滞り等も無之、且成丈出精仕候ハ、十ヶ年目ニ六千両の御生財相違有御座間敷見込」とみている。つまり「人氣折合、札物融通、貸方滞り等も無之、且成丈出精」というのが六千両の利益を生みだすための前提条件でもある。ここに見積もりの難点がある。銀札発行高を八千両としても、その貸付も返済が円滑に行なわれ、また生蠟二千丸の集荷が確実になされる必要がある。見積もりを実行に移したときに、色々と問題が出てくる一因がここにあり、安政五年には、別の仕法を必要とするようになっていく。

ところで、広瀬久兵衛が生蠟会所の経営を引き受けたことにより、代官平田大江は、その旨を田代領内に布達した。そして、生蠟流通に統制を加え、生蠟の領外販売を禁止した。

生蠟の原料である榧実の領外販売は、この段階では「榧一切旅出御差留と申儀者無之候間」と認めているが、それでも「旅出いたし候節者、何国何某江榧何程売渡申度段、都度々々御役所江相届可得差函之事」とした。²⁷⁾これは、領外での田代榧実の値段がよく、領内にもそれが影響して、蠟屋が榧実を買うのに支障をきたしているのに対応するためである。また「旅出之分ハ、壹斤ニ付、買主々々文、売主々々文充為運上可差出之事」と運上銀を徴収するようになった。²⁸⁾その上、榧実の生産量を把握するために「御領内榧持中、榧実取入高其年々御役所江可相届候事」とした。²⁸⁾榧実は、この程度の規制であったが、生蠟は全面的に領外販売を禁じた。

一蠟荷旅出堅御停止候、若拔荷いたし候ニおゐてハ、其荷御取揚之上、曲事ニ可被仰付候事、

附リ、旅々付通り候蠟荷者出所之送書相改、紛敷儀無之様印錢方相改、相当之通印錢受取之儀不苦候、尤印錢之極メ是迄相立居不申候ハ、一駄ニ付何程と申儀相定、我々迄伺出可申旨、印錢方江可被相達候、

と、生蠟を年二千丸確保するのが見積もりの利益を出す要件であったので、生蠟の領外販売はきびしく禁止した。

こうして、生蠟会所・銀会所の経営は一手に広瀬久兵衛・同源兵衛が引き受けるところとなったため、田代代官所は樞実、生蠟の統制をより強めている。

ところで、対馬藩が田代領の生蠟会所・銀会所の経営を広瀬家に委任し、多額の益金をえようとしているのは、財政補填のためであるが、この段階では年貢量では収支がつぐなわず、きわめて多額の借金によらざるをえなくなっている。広瀬家が銀会所・生蠟会所の経営を引き受けた時期の嘉永五年十二月における田代領の借銀状態を示すと表IVのようである。

表 IV 田代領借金額 (嘉永5年12月調)

金額	貸付者
金 1,312両	日田公金
〃 334	石州公金
〃 750	銀会所
〃 100	瓜生野銀会所
〃 200	三郷大庄屋
〃 390	三郷
〃 755	広瀬源兵衛
〃 1,450	日田丸屋幸右衛門
〃 1,800	鍋屋蓮右衛門、京屋佐兵衛 京屋為右衛門
〃 300	日田 麻生勲章
〃 500	日田 草野忠右衛門
〃 60	古賀与右衛門、古賀宇兵衛
〃 1,300	加布里 東屋政右衛門
〃 430	荒木繁右衛門口入
〃 550	高木冨次郎口入
〃 460	緒方織部口入
〃 1,000	長崎役所心配
〃 100	浜崎役所心配
合金13,951両2歩余	

注(1)「御借銀取調子帳」より作成

(2) 合金の合計は合っていない。合金11,791両となる。

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人(長野)

借金総額は史料では一万三千九百五十一両余となっており、多額の金高になっている。大阪米穀市場における嘉永五年十二

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

月の筑前米の相場を一石八十九匁とし、また金銀相場を金一両につき銀六十三匁換であるとした場合、田代領の物成米は嘉永三年で七千九百五十九石であるので、⁽³²⁾ ほぼ八千石とすると、物成米代金は一万一千二百五十四両余となる。したがって、嘉永五年十二月の「借金取調子帳」にあらわれている金額は、大体田代領一年分の物成米の代金に相当する。財政的には極度に行き詰まっているのがうかがえる。

借り入れさきをみると、日田商人よりの借り入れが多く、日田商人と明記されているものだけでも、全体の三割におよんでいる。これに日田公金を含めると四割に達する。日田との関係が広瀬久兵衛・同源兵衛とのつながりから深いのがうかがえる。田代銀会所からは七百五十両が借り入れられており、額としては左程多くない。在郷からの借入れは少ないが、それは、献金によって扶持人資格を与える政策がとられているためとみなされる。借金額が、このように多いことに象徴されるように、財政は物成収入でつぐなうことが到底できない段階にある。そのため、収入増加をはかる各種の政策をおこない、その重要な一つとして、生蠟会所を設置したといえよう。この点については、広瀬久兵衛・同源兵衛の生蠟会所引き受けが確定し、それを田代領内に布達した達書に、つぎのように云っていることからもうかがえよう。

御国許御勝手向御行支ニ付者、^(前略カ) 追々爰元江茂御調金方御申越相成、間近ク大金之御用をも被仰付候、末ながら此先御取凌之道永世之御備立御評儀之品被為在、格別之御要用之廉々御取遣被成候ニ付、御領内之産物を以七八ヶ年之間ニ数千両金之御備相立候様、主向筋取調可申越旨（後略）⁽³³⁾

と、財政が行きつまってきているので、領内の産物をもって、七八年の内ニ数千金の備立ができるように仕組をたてる必要があると述べている。

生蠟・銀会所の経営を広瀬久兵衛・同源兵衛は一手に引き受けたが、その経営は見積書のように、必ずしも進行していない。その詳細については稿を改ためて検討することにして、若干述べておくと、以下のようなものである。

まず生蠟会所・銀会所の一手引き受け経営は十ヶ年間の仕組として行なわれる予定であったが、対馬藩側が、十年後に六千両をえるというのでは、行き詰まっている財政の補填に間に合わないとして、早くも仕法実施の翌年つまり嘉永六年の二月には、「仕組年縮」を提起している。これは十ヶ年計画のものを二期に分け、五年づつの仕組とし、それぞれ五年後に三千両の利益を藩が収得するというものである。

安政二年には、銀会所勤人の銀札不正貸付が明るみに出て、当初の見積もり通り進行していなかった会所経営に一層混乱をもたらし、広瀬久兵衛は手を引くのを決意するようになる。

このような状況から対馬藩は、安政五年に「借財払潰仕法」をたて、安政六年に、そのための「主法方役所」を設ける。そして、農民・生蠟業者に対する産物統制を一層強化する。これは強い反対をうけ、万延元年に領民は強訴にたちあがる。その結果、万延二年には田代領の領政改革が行なわれ、領民の要求がほぼ実現する。この段階以降、田代代官所内で代官・手代相互における政争が激しくなり、幕末の激動にまきこまれてゆく。文久元年に対馬にロシヤ船が侵襲した折には、田代領からも三百十六人が対馬に渡り、ロシヤ船に対応する。

田代領の嘉永五年以降の状況は、領内の世直し騒動に象徴されるように、代官・手代・日田特権商人・富農・富商と農民との矛盾を基底としながら、民族的矛盾への直接的対応をも含めて複雑な政治的激動が展開された時期であり、幕末・維新期の動乱を象徴する諸問題が発生した³⁴⁾ている。

註(1) 「去ル酉年(嘉永二年：筆者註) 御勘定役御同様御越之砌租被仰置候生蠟仕組之儀、銀会所江引受御益筋御世話仕候様御頼談有之」(「御内談口上覚」これは「生蠟座銀会所御(以下不明)」に所収されている。以下所載者を明記していない資料はこれに所収されているものである。)

(2) 「内々申上候口上之覚」

(3) 「子閏二月二日田代銀会所ニ而源兵衛請取、宿元江送ル」と朱書されている書状

(4)(5) 「内談口上覚」

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人(長野)

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

(6) 「前文之通、何分御世話行届兼候ニ付、再三御断申上候得共、此節を組立拾ヶ年目御益金六千両出来候得は格別之御用弁相成

丹誠之規模永く相願候次第精細ニ仰聞、是非共出精仕候様無余儀御頼談被下」(「御内談口上覚」)

(7) (8) 「御内談口上覚」

(9) 「金千八百四拾両余

但右は次郎兵衛一己之取計を以、安政二卯年以来、会所を面貸之帳合致し有之、其外同三辰年会所酒札土蔵江田置候内、

自儘ニ遣出、惣合銀札貳百八拾弍貫三拾三匁高ニも相成居候内、此高会所より取替置、今以其儘打追ニ相成居候分」

(「弘化元辰年荒木吉次方札物不約ニ付、銀会所引請候砌之金子出入」広瀬文書)

(10) 「是迄十四ヶ年之間、前文之通、心力を尽致世話候間、此節は私方成行相察（中略）、荒木親類中へ請戻出精仕候様被仰付被

下候様奉願候、左候ハ、私方もも行届候尤之儀は差働、御主向筋茂成立候様出精可仕候間、此段幾重ニ茂御許容被成下候様

奉願候、依之乍恐口上書を以奉申上候、以上

巳十一月

広瀬 久兵衛
広瀬 源兵衛

(「銀会所之儀ニ付、奉歎願候口上覚」)

(11) (14) 「御内談口上覚」

(15) 「口上手控」

(16) 「此元ニおいて銀会所生蠟座一連之主向…」

(17) (18) 「広瀬源兵衛家筋ニ付、先年を追々御沙汰廉々左之通」広瀬文書 (19) 「新対馬島誌」四八六頁

(20) 「御内談覚書」(21) (22) 「急飛船ヲ以啓上仕候…」

(23) 「口達」嘉永五年九月十四日

(24) (25) 「御内談書」

(26) (29) 「御主向御仕組ニ付ヶ条覚書」

(30) 安政五年の「御借銀取調帳」には、田代領の借銀総額は金三万六千五百三十八両余となっており、表IVの総額と可成の差がみられる。表IVが嘉永五年の段階のものであるとしても、安政四年との総額の差は余りにも大きい。嘉永五年の調べには一部もれがあるとも考えられるが、一応資料のまま表示した。

(81) 宮本又次編「近世大阪の物価と利子」七七頁、一三二頁

(82) 「嘉永三年御物成帳・小物成帳」万松院文庫蔵

(83) 「田代御領中達書写」

(84) 田代領における幕末期の政争については、長忠生著「幕末田代領政争の研究―仙八さん騒動の顛末―」(「鳥栖市史研究編」第二集)に詳述されている。

六　　む　　す　　び

以上、対馬藩田代領における経済政策を、銀会所・生蠶会所を中心としながらみてきた。天明期以降の田代領御用達問題にあらわれているように、化政期段階までは、御用金賦課や貸付金による利息強要など用達に対する金融依存がつかつた。まだこの時期には特産物販売を主体とする政策体系は主流となっていない。文政九年の皿山仕法に象徴されるように、特産物生産の振興が「よく求められていた時期でもあるといえよう。それゆえ、藩財政を補填するまでは特産物生産が広く行なわれていないこともあって、財政補填の政策体系は信用通貨の発行による価値収奪に依存する割合が高くなっている。藩札の発行に主点がおかれるのもこのためである。しかし、信用通貨の増発も限界があり、正貨に裏付けられない通貨量の増加は物価を騰貴させ、ひいては信用通貨の流通にも支障ができ、取付が高まる。

天保十五年における田代札の取付はそのあらわれである。そしてこの行きつまった状況を改善するために活用されたのが日田商人であった。幕府代官所領の権威と資金力によって、日田商人は、藩経済の基軸に関与し、その経済活動の基盤を拡大する。銀会所経営の引き受けは、貸付資本としての機能を広めるためであり、銀札の諸方面にわたる貸付によって多くの利子を収得する。藩は献金や貸付金を日田商人からうけて、財政収入の増加をはかっていた。藩領域経済基軸の一つである銀会所経営を日田商人に依存するというのは、強力な権力機構がなく、また資力に富む商人も対馬藩田代領における銀会所・生蠶会所と日田商人(長野)

対馬藩田代領における銀会所・生蠟会所と日田商人（長野）

いかなかった所領体制からくるものであるが、それは領域が日田商人の収奪の対象になることをも意味する。

嘉永期には生蠟会所を設ける政策がようやくすすめられた。これは田代領における経済政策が新しい段階になったのを示し、藩財政補填の様式がより積極的な流通政策へと展開してきたことを意味する。すでに天保期には、多くの藩でこのような政策がとられているので、田代領の場合、必ずしも早い方ではない。産物会所方式の経営は藩札による産物の購入と産物の領外販売によって正貨を獲得することが主体であるため、それが効率的となるには、藩札の信用度が高く産物量が豊富であるのが必要とされる。したがって、産物会所設立が現実化するのには、銀札の流通が円滑になった時期である。日田商人広瀬久兵衛によって、銀札の信用が高まり広く流通した嘉永二年に、生蠟会所の設立が計画されたのも、そのあらわれであらう。

田代領における生蠟会所について、広瀬久兵衛は経営引き受けの条件として、領内の経済統制をあげていた。これは領内の矛盾を深めるものであり、また生蠟会所の経営を破綻させす要因である。それは安政期あらわれている。

—一九七〇・一一・五一—

本特集号掲載の日野尚志氏、川添昭二氏、藤野保氏、木村忠夫氏、長野暹氏による論文は何れも昭和43・44年度文部省科学研究費 総合研究(A)「近世日田とその周辺地域の総合的研究」(代表者杉本勲)の成果の一部である。最後に掲載した論文の執筆者安藤保氏は総合研究のメンバーではないが、総合研究発足以来協力をいただいているいわば準メンバーである。

近世日田とその周辺地域の総合的研究

代表者 杉 本 勲